

平成二十一年八月二十五日

平成二十一年第二回定例会提出議案

南会津地方広域市町村圏組合

平成二十一年八月二十五日（火曜日）議事日程

午後一時三十分開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提案理由の説明

日程第四 一般質問

日程第五 議案第十三号 南会津地方広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

る条例

日程第六 議案第十四号 南会津地方広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

例

日程第七 議案第十五号 平成二十年度南会津地方広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第十六号 平成二十年度南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について

出決算認定について

日程第九 議案第十七号 平成二十年度南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター特別会計歳入歳出決算認定について

出決算認定について

日程第十 議案第十八号 平成二十年度南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳出決算認定について

日程第十一 議案第十九号 平成二十一年度南会津地方広域市町村圏組合一般会計補正予算(第一号)

日程第十二 議案第二十号 平成二十一年度南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補(第一号)

日程第十三 議案第二十一号 平成二十一年度南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター特別会計補(第一号)

日程第十四 議案第二十二号 平成二十一年度南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業特別会計(第一号)

日程第十五 議案第二十三号 南会津地方広域市町村圏組合監査委員選任について

日程第十六 議案第二十四号 南会津地方広域市町村圏組合教育委員会委員選任について

平成 2 0 年 度

歳 入 歳 出 決 算 総 覧

平成20年度 南会津地方広域市

歳 入

| 会計名 / 区分            | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 一般会計                | 910,601,000 | 911,298,332 | 892,967,332 |
| ふるさと市町村圏事業<br>特別会計  | 7,623,000   | 7,694,130   | 7,694,130   |
| 地域医療支援センター<br>特別会計  | 41,356,000  | 42,583,236  | 42,583,236  |
| あいづふるさと基金事業<br>特別会計 | 6,030,000   | 6,030,885   | 6,030,885   |
| 合 計                 | 965,610,000 | 967,606,583 | 949,275,583 |

歳 出

| 会計名 / 区分            | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額     |
|---------------------|-------------|-------------|------------|
| 一般会計                | 910,601,000 | 874,936,973 | 18,331,000 |
| ふるさと市町村圏事業<br>特別会計  | 7,623,000   | 6,798,714   | 0          |
| 地域医療支援センター<br>特別会計  | 41,356,000  | 36,959,384  | 0          |
| あいづふるさと基金事業<br>特別会計 | 6,030,000   | 6,019,447   | 0          |
| 合 計                 | 965,610,000 | 924,714,518 | 18,331,000 |

## 町村圏組合歳入歳出決算総覧

(単位：円)

| 不納欠損額 | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備 考 |
|-------|------------|---------------|-----|
| 0     | 18,331,000 | △ 17,633,668  |     |
| 0     | 0          | 71,130        |     |
| 0     | 0          | 1,227,236     |     |
| 0     | 0          | 885           |     |
| 0     | 18,331,000 | △ 16,334,417  |     |

(単位：円)

| 不 用 額      | 予算現額と支出済額との比較 | 歳入歳出差引額    | 備 考 |
|------------|---------------|------------|-----|
| 17,333,027 | 35,664,027    | 18,030,359 |     |
| 824,286    | 824,286       | 895,416    |     |
| 4,396,616  | 4,396,616     | 5,623,852  |     |
| 10,553     | 10,553        | 11,438     |     |
| 22,564,482 | 40,895,482    | 24,561,065 |     |

このページは空白です

## 南会津地方広域市町村圏組合決算審査意見書

### 1. 財政状態

イ. 平成20年度の一般会計歳入総額は、892,967,332円、歳出総額は、874,936,973円となり、差引き18,030,359円の実質収支額を生じました。財政調整基金は、5,000千円の増額により、36,748千円の保有高となりました。

ロ. 平成20年度のふるさと市町村圏事業特別会計における歳入総額は、7,694,130円で、歳出総額は、6,798,714円となり、895,416円の実質収支額を生じました。

基金保有高は、1,000,000千円であり、前年度と同額であります。

ハ. 平成20年度の地域医療支援センター特別会計の歳入総額は、42,583,236円、歳出総額は、36,959,384円となり、5,623,852円の実質収支額となりました。

運営基金は、決算年度中に2,550千円の取り崩しがあったため、9,050千円の保有高となりました。

ニ. 平成20年度のあいづふるさと基金事業特別会計における歳入総額は、6,030,885円、歳出総額は、6,019,447円となり、11,438円の実質収支額となりました。

基金保有高は、103千円の増額により、341,161千円となりました。

### 2. 決算の適否

イ. 地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠し作成されており、決算係数は関係帳票、証拠書類と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。また、執行上に非違は認められず、適正に処理されていることを認めます。

ロ. 歳計現金及び基金は、地方自治法施行令第168条の6の規定により、金融機関への預託及び、国債を購入し金利にも配慮され、効率的に運用管理されていることを確認しました。



### 3. 審査の個別意見

諸規程により適正に処理されておりました。

以 上

平成21年 7月30日

代 表 監 査 委 員 阿久津 喜 一

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

| 目          | 補正前の額       | 補正額         | 計           | 節    |            | 説明            |
|------------|-------------|-------------|-------------|------|------------|---------------|
|            |             |             |             | 区分   | 金額         |               |
| 1. 利子及び配当金 | 千円<br>1,690 | 千円<br>1,184 | 千円<br>2,874 | 1. 利 | 子<br>1,184 | あいづふるさと基金預金利子 |
| 計          | 1,690       | 1,184       | 2,874       |      |            |               |

3. 歳 出

(款) 1. 基金造成費

(項) 1. 基金造成費

| 目               | 補正前の額       | 補正額         | 計           | 補正予算の財源内訳 |     |     |       | 節       |             | 説明            |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----|-----|-------|---------|-------------|---------------|
|                 |             |             |             | 特定財源      |     |     | 一般財源  | 区分      | 金額          |               |
|                 |             |             |             | 国県支出金     | 地方債 | その他 |       |         |             |               |
| 1. あいづふるさと基金造成費 | 千円<br>1,691 | 千円<br>1,184 | 千円<br>2,875 | 千円        | 千円  | 千円  | 千円    | 25. 積立金 | 千円<br>1,184 | あいづふるさと基金預金利子 |
| 計               | 1,691       | 1,184       | 2,875       |           |     |     | 1,184 |         |             |               |

議案第二十三号

南会津地方広域市町村圏組合監査委員選任について

平成二十一年八月二十五日 提出

南会津地方広域市町村圏組合管理者 星 光祥

南会津地方広域市町村圏組合規約第十二条第二項の規定により、左記の者を監査委員に選任することについて同意を求める

記

|      |                |
|------|----------------|
| 氏名   | 山田 武           |
| 生年月日 | 昭和二十二年十一月二十日   |
| 住所   | 下郷町大字大内字山本三七番地 |

議案第二十四号

南会津地方広域市町村圏組合教育委員会委員選任について

平成二十一年八月二十五日 提出

南会津地方広域市町村圏組合管理者 星 光祥

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第一項の規定により、左記の者を組合教育委員会委員に選任することについて同意を求めらる。

記

| 氏名   | 生年月日      | 住所              |
|------|-----------|-----------------|
| 室井文輔 | 昭和十五年七月十日 | 下郷町大字中妻字竹原五〇八番地 |

広域圏組合議会説明資料  
平成21年8月25日(火)

# 南会津地方環境衛生業務の効率化に かかる検討状況について(中間報告)

南会津地方広域市町村圏組合  
南会津地方環境衛生検討対策室

# 南会津地方環境衛生対策に係るこれまでの検討状況

[平成21年8月18日整理]

| 区分                    | 4月  | 5月  | 6月   | 7月  | 8月  |   |
|-----------------------|---|---|--|---|---|---|
| 広域市町村圏組合<br>管理者会及び協議会 | ○検討の進め方を確認しました。                               | <p>管理者会(5月8日)</p> <p>6月5日開催<br/>【内容】<br/>○調査項目設定の考え方について明確にし、実績値と将来推計について調査することを確認しました。<br/>○事務局で作成した調査表の内容について検討を行いました。経費や人員、処理の状況等について、それぞれ実績値と将来推計の報告を依頼しました。</p>  |  |   | ○検討状況の中間報告をします。   | <p>管理者会(8月10日)</p>  |
| 町村・事務組合等<br>課長等・担当者会議 |   | <p>5月25日開催<br/>【内容】<br/>○検討組織である幹事会・事務部会を立上げ、役員を選任しました。<br/>○環境衛生推進計画のフレームと基礎資料となる調査項目について検討しました。<br/>○全体作業のスケジュールについて確認しました。<br/>○環境衛生業務実施団体統合に係るスケジュール案を検討しました。<br/>○最終処分場と焼却施設の施設整備スケジュール案を検討しました。</p> <p>第1回幹事会(5月25日)</p> <p>第1回事務部会(5月25日)</p> <p>第2回事務部会(6月5日)</p> | <p>7月3日開催<br/>【内容】<br/>○前回検討した調査表における将来推計の推計方法について、統一したルールを検討しました。このルールを基に推計していくことを確認しました。<br/>○環境衛生推進計画(案)の第1章と第2章の内容について検討しました。「計画策定の基本的事項」及び「現状と課題」について、内容確認や課題を整理しました。</p> | <p>7月27日開催<br/>【内容】<br/>○計画(案)の内容について検討を行いました。<br/>○幹事会へ提出する資料として、これまでの検討状況と計画案案について内容の確認をしました。<br/>○ごみ処理広域化計画にかかる意向調査について、意見交換をしました。</p> <p>第3回事務部会(7月3日)</p> <p>第4回事務部会(7月27日)</p> <p>第2回幹事会(7月31日)</p> | <p>7月31日開催<br/>【内容】<br/>○これまでの検討状況について報告いたしました。<br/>○管理者会への報告内容について確認いたしました。</p>  |   |
| 事務局<br>(広域検討対策室)      | <p>○検討対策室発足</p> <p>○管理者会に説明を行う「検討の進め方」の整理</p> | <p>○施設整備に係るスケジュールの調査と整備内容の確認</p> <p>○環境衛生推進計画案の作成</p> <p>○環境衛生推進計画のフレーム(案)の作成</p> <p>○全体作業スケジュールの整理</p> <p>○調査項目の選定と検討作業検討組織立上げの準備</p>  | <p>○基礎的数値把握に向けた「調査モード」の作成</p> <p>○環境衛生推進計画案の修正作業</p>   | <p>○将来推計に係るルールの検討</p> <p>○環境衛生推進計画案の修正作業</p> <p>○調査表の整理と計画への反映(報告あったものから随時)</p> <p>○計画策定の基礎資料となる一般廃棄物処理事業実態調査のデータ収集及び分析</p>   | <p>○管内施設の現地確認</p> <p>○幹事会及び管理者会へ向けた中間報告内容の整理</p> <p>○環境衛生推進計画案案への各団体からの意見の反映及び加筆修正作業</p> <p>○調査表の整理と計画への反映(報告あったものから随時)</p> <p>○計画策定の基礎資料となる一般廃棄物処理事業実態調査のデータ収集及び分析</p> | <p>○事務局での意見を踏まえた計画等の修正作業</p> <p>○当面の作業内容</p> <p>○計画案の第3章・第4章(今後実施すべき施策内容)の整理</p> <p>○調査表(将来推計)の整理</p> <p>○最終処分場等施設事例調査施設整備の内容検討</p> |

## 南会津地方広域市町村圏組合議会全員協議会の運営に関する規程

### (目的)

第一条 この規程は、南会津地方広域市町村圏組合議会会議規則（昭和四十八年組合議会規則第一号）第八十条第三項の規定に基づき、全員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるところを目的とする。

### (招集)

第二条 協議会は、議長が協議案件を示して招集する。

2 議長は、三分の一以上の議員から協議案件を示した書面による協議会の開催要求があるときは、協議会を招集しなければならない。

### (議長の職務)

第三条 議長は、協議会の会議を整理し、秩序を保持する。

### (議長の職務代行)

第四条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるとき又は欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。

### (欠席届)

第五条 議員は、会議に出席できないときは、あらかじめ議長に届け出なければならない。

### (定足数)

第六条 協議会は、議員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

### (協議案件)

第七条 協議会は、議会運営及び組合の諸問題等について協議する。

(協議案件の追加等)

第八条 議長は、必要があるときは、協議会に諮って協議案件を追加し又は変更することができる。また、三分の一以上の議員から協議案件の追加又は変更の要求があつたときも同様とする。

(傍聴)

第九条 協議会は、議長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(説明のための出席者)

第十条 協議会は、必要があるときは、管理者その他関係者の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(記録)

第十一条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

(質疑の回数)

第十二条 協議会における質疑の回数は、南会津地方広域市町村圏組合議会会議規則第四十三条の規定を準用するものとする。

(協議会規程の疑義)

第十三条 協議会の運営に関し疑義が生じたときは、議長が定める。ただし、異議があるときは、協議会に諮って決める。

附 則

この規程は、平成二十一年九月一日から施行する。